

みえの地域医療を守る緊急メッセージ ～県民の皆様の命を守り、現場で働く人たちを応援するために～

県内の地域医療は大変厳しい状況にあります。この事態を開拓し、地域医療を守るために、県として緊急対策を実施します。

本県の医師数は、人口 10 万人あたり 183 人と、全国平均の 213 人（平成 20 年 12 月末現在）を大きく下回っており、地域間、診療科目間および病院・診療所間の偏在が生じる中で、伊賀地域や志摩地域などにおいて、地域のセーフティネットである救急医療体制の確保が困難な状況となってきています。

このような状況が今後も継続すると、隣接地域の救急医療体制を圧迫し、ひいては県全体の救急医療体制に影響を及ぼすことが懸念されます。

これまで、県として、医学生に対する修学資金貸与制度の拡充などを行ってきました。また、三重大学における地域への医師派遣に加え、医学部定員増および地域枠制度を設けるなどの対応を、県内の拠点病院におかれては、医師不足地域への診療支援などを行っています。

こうした努力にもかかわらず、今日の地域医療は一層厳しさを増してきている状況にあることから、迅速な医師の確保と定着を実現し、県内の医師不足・偏在を解消するため、三重大学をはじめ、三重県医師会、三重県病院協会などの協力をいただきながら、緊急対策に取り組むこととします。

具体的には、

- ・ 全国から医師を招へいするため、健康福祉部内に医師確保対策チームを設置します。

- ・ 医師不足地域や医師不足診療科における医師の育成・確保をはかるため、研修医研修資金貸与制度を創設します。
- ・ 三重大学や県内の拠点病院から医師不足地域への医師派遣などの取組をさらに進めます。
- ・ 勤務医の負担を軽くするための取組を進めます。

なお、県民の皆様にもこの機会にお願い申し上げます。県内各地の病院では、日夜、医師をはじめとする医療スタッフの使命感と献身的な努力により、救急医療が確保されていますが、少なからぬ軽症患者の皆様が休日や夜間に、救急病院を受診することで、緊急に処置が必要な重症患者の皆様への対応ができなくなる上に、勤務医の過度な負担を招く、というような悪循環が生じています。このようなことが生じないよう、県民の皆様におかれましては、まずは身近な「かかりつけ医」に相談するなど、適切に医療機関を受診いただきますようお願いします。

今後数年間の厳しい局面を乗り切るため、県としましても、関係団体の協力をいただき、精一杯の努力をしてまいります。県民の皆様には、こうした厳しい状況をご理解いただき、地域医療を守るために、ご協力をいただきますようお願いします。

平成22年9月14日

三重県知事 野呂昭彦

医師確保対策チームについて

1 設置時期

平成 22 年 10 月 1 日

2 設置場所

健康福祉部 医療政策室内 (県庁 4 階)

3 チームの役割

医療政策室が従前から行ってきた医師確保の取組に加え、全国から医師を招へいすることを目的として、次の業務を行います。

三重県内の病院の医師求人情報を常時把握し、ホームページや医学雑誌等を活用して情報発信を図るとともに、県内医療機関での勤務経験や三重県地域医療研修センター等での研修経験等を有する県外在住の医師へアプローチを行います。

また、関心を寄せていただいた医師のもとへ面談に出向くとともに、現地視察を希望する医師へのアテンドやその家族に対する生活面での助言等のサポートを行います。

4 チームの概要

10 名程度の職員で構成されるチームとします。

5 具体的な業務

(1) 今回から新たに行う業務

- ・ 県内病院に関する求人状況等の情報収集
- ・ 求人情報等の情報発信 (HP 等)
- ・ 三重県で勤務や研修の経験を有する県外在住の医師へのアプローチ
- ・ 照会等のあった医師への出張面談
- ・ 関心の高い医師の県内視察アテンド
- ・ 研修資金貸与制度の運用
- ・ その他

(2) 従来から医療政策室が行っている業務

- ・ 医師修学資金貸与制度の運用
- ・ 三重大学医学・看護学教育センターとの連携による地域医療に従事する医師の育成
- ・ 三重県地域医療研修センターの運営
- ・ 臨床研修制度の運用及び研修病院への支援
- ・ 自治医大義務年限内医師の派遣
- ・ 医師キャリアサポートシステムによる医師確保
- ・ へき地医療の確保
- ・ 各種補助金による医療機関への支援
- ・ その他

6 その他

旅費等チームの活動費については、平成22年度9月補正予算として提出しました。

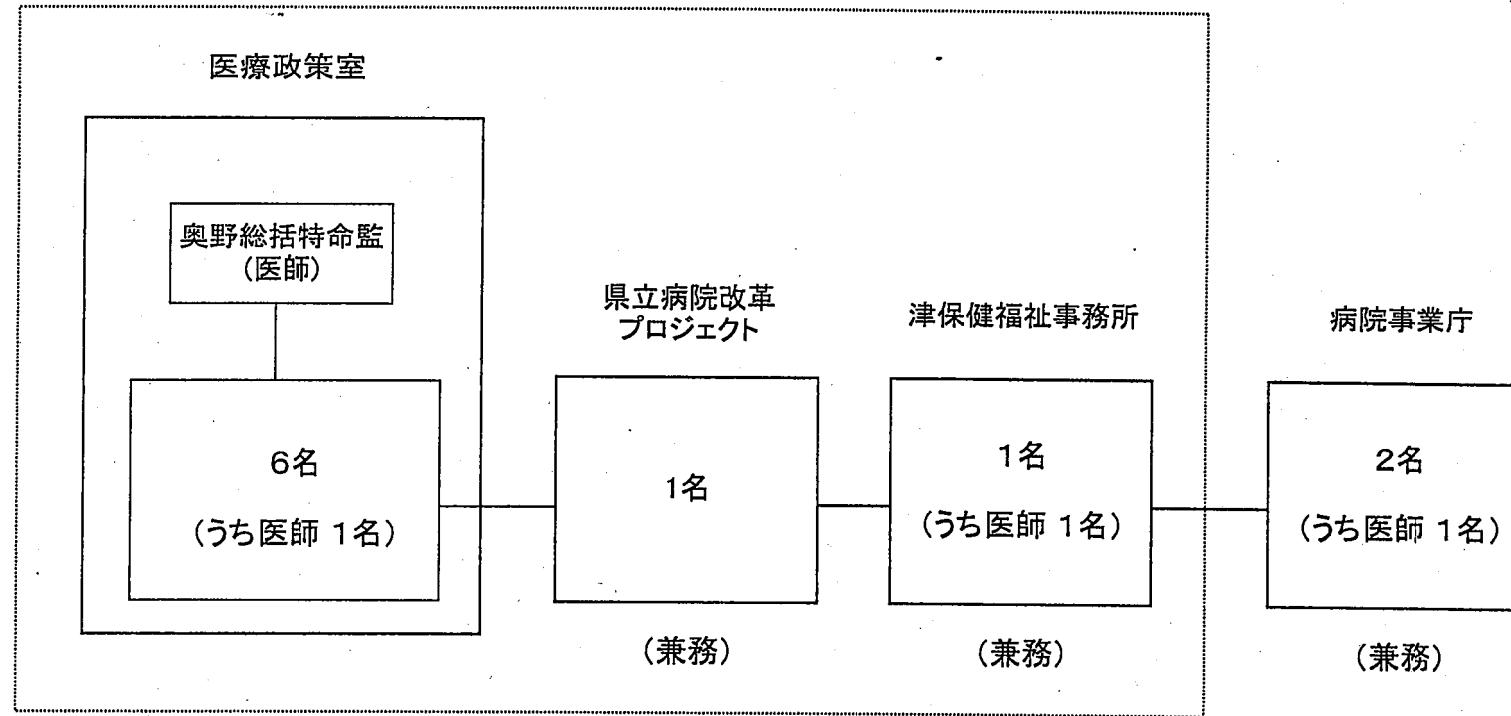
補正予算額 10,564千円

(主な内訳)

- ・ 医学雑誌等への情報掲載 6,300千円
- ・ 情報発信のためのホームページ作成 1,500千円
- ・ 医師募集活動等にかかる旅費 2,005千円

医師確保対策チーム組織体制

健康福祉部



職員数 11名(うち医師 4名)

次長級 1名 (うち医師1名)
課長級 1名
その他 9名 (うち医師3名)

医師確保対策チームは、新しい室やグループではなく、医療政策室医療人材グループの医師確保担当職員が主体となり、これに県立病院改革プロジェクト、津保健福祉事務所及び病院事業庁との兼務職員により構成しています。

研修医研修資金貸与制度の概要

平成 23 年度から平成 25 年度まで、三重県内の医師確保の緊急対策として、地域医療を支える医師の育成ならびに確保を目的に、臨床研修医、専門研修医を対象として、研修資金を貸与する制度です。

1 三重県臨床研修医研修資金貸与制度

(1) 趣旨

- ・県内の地域医療を支える研修医及び勤務医の育成ならびに確保を目的とする

(2) 対象者

- ・県内の病院に勤務する臨床研修医（いわゆる初期臨床研修医）
- ・出身大学及び住所地、出身地を問わない

(3) 貸与枠

- ・新規貸与は年間 20 名程度とする

(4) 貸与額及び貸与年数

- ・年 1,500,000 円 2 年まで

(5) 返還免除条件

- ・貸与終了年度の翌年度から、県内の救急告示病院等の救急関係の医療機関で 3 年間業務に従事すること（いわゆる後期研修など）により貸与額全額の返還を免除する

2 三重県専門研修医研修資金貸与制度

(1) 趣旨

- ・県内の地域医療を支える勤務医及び指導医の育成ならびに確保を目的とする

(2) 対象者

- ・指定専門研修（三重大学、県内中核病院等が作成した専門研修プログラムのうち、知事が指定した研修プログラム）を受けている医師（卒後概ね 10 年以内のいわゆる後期研修医など）
- ・出身大学及び住所地、出身地を問わない

(3) 貸与枠

- ・新規貸与は年間 10 名程度とする

(4) 貸与額及び貸与年数

- ・年 3,000,000 円 + 300,000 円（学会参加等費用として） 4 年まで

(5) 返還免除条件

- ・貸与終了年度の翌年度から、県内の救急告示病院等の救急関係の医療機関で、貸与年数の2分の3の期間業務に従事することにより貸与額全額の返還を免除する
- ・上記勤務期間のうち、2年間は知事が指定する病院での勤務とする

3 重複貸与の場合の返還免除条件について

- ・同一人が三重県臨床研修医研修資金、三重県専門研修医研修資金ならびに三重県医師修学資金貸与制度を重複して貸与を受けることは可能
- ・その場合、返還免除のための必要勤務期間は、上記1、2によらず、各資金貸与制度の必要勤務（研修）期間を合わせた期間とする

4 その他

(1) 募集時期

- ・平成23年4月から募集を開始する予定

(2) 返還免除条例案

- ・平成22年第2回定例会に「三重県臨床研修医研修資金返還免除に関する条例案」及び「三重県専門研修医研修資金返還免除に関する条例案」を提出しています

<参考>

研修医研修資金貸与制度の対象者と貸与期間について

新規貸与が可能な期間						
H23.4.1時点	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
医学部5年生	5年生	6年生	初期臨床1年目	初期臨床2年目		
医学部6年生	6年生	初期臨床1年目	初期臨床2年目			
卒後1年目	初期臨床1年目	初期臨床2年目	専門研修1年目	専門研修2年目	専門研修3年目	専門研修4年目
卒後2年目	初期臨床2年目	専門研修1年目	専門研修2年目	専門研修3年目	専門研修4年目	
卒後3年目 ～概ね10年目	専門研修1年目	専門研修2年目	専門研修3年目	専門研修4年目		

→臨床研修資金貸与期間(初期臨床研修医) 150万円／年

→専門研修資金貸与期間(後期研修医) 300万円+30万円(学会参加等費用)／年

(注) 専門研修資金について、卒後2年目～概ね10年目の医師が、平成24年度から貸与を受けた場合は平成27年度まで、平成25年度から貸与を受けた場合は平成28年度までの貸与となる。

病院勤務医の負担を軽減するための取組について

- 1 病院勤務医の負担軽減につながる取組を行っている病院に対し、助成を行います。
 - ・ 病院勤務医の負担軽減をはかるため、病院の創意工夫による取組を提案募集し、選定のうえ助成します。
 - ・ 募集の詳細については、今後決定のうえ、10月中には公募を開始する予定です。
- 2 救急医療の現場で働く医師などへの感謝のメッセージを募集します。
 - ・ 日夜にわたる献身的な努力により、救急医療を担っている医師らに対して、感謝の意を表し、今後の励みとしていただくため、県民の皆様から感謝のメッセージを募集し贈ります。
 - ・ 募集の詳細については、今後決定のうえ、10月中には公募を開始する予定です。

〈参考〉これまでの主な取組

- (1) 診療所医師による輪番病院への当直支援への助成（平成22年度～）
診療所医師による二次救急医療機関等への休日・夜間の診療協力により、病院勤務医の負担を軽減するとともに、地域全体で救急医療体制の確保をはかります。
- (2) 地域医療医師支援事業（平成22年度～）
地域医療を担う医師、とくにへき地や離島など医師不足地域の勤務医は、地理的状況等から、医療の最新情報の入手が困難であり、また後方病院の支援を十分に受けにくいことに鑑み、学習環境の整備や遠隔医療システムの整備などの支援を行います。
- (3) 医療機関機能分化推進事業（平成19年度～）
県民の適切な受診行動（かかりつけ医への相談など）を促進するため、医療に関するセミナー、シンポジウムの開催など、県民の医療に対する理解を深める啓発の取組や、医療機関と患者・家族との対話を推進するための取組を行います。
- (4) 分娩手当（平成21年度～）
分娩を取り扱う病院や診療所、産科・産婦人科医師が減少しているため、地域でお産を支える産科医及び助産師に対して分娩手当を支給している医療機関に支援を行います。